

令和3年7月2日

7月4日以降のグアム入島後の新たな隔離措置

- グアム政府は、7月4日から有効となるグアム入島者に対する新たな隔離措置を発表しました。
- グアム到着時に、到着前72時間以内に受診したPCR検査の陰性証明を提出する方は、隔離措置から免除されます。
- グアム到着時に、到着前72時間以内に受診した抗原検査（antigen test）の陰性証明を提出する方は、自宅での隔離措置及び経過観察となります。

1. 6月30日、グアム知事は、グアム入島者に対する新たな隔離措置を含む行政命令（Executive Order 2021-15）を発出しました。詳細については、次の行政命令から御確認ください。

<https://dphss.guam.gov/wp-content/uploads/2021/06/E0-2021-15-Relative-to-Extending-the-Public-Health-Emergency-Declared-to-Respond-to-the-Novel-Coronavirux-COVID-19-and-Amending-Restrictions-for-Incoming-Travelers-and-Quarantine-Facilities.pdf>

2. この命令によると、全てのグアム入島者は、政府施設での隔離措置対象となりますが、7月4日午前0時1分以降、グアム到着時に到着前72時間以内に受診したPCR検査の陰性証明を提出する方は、隔離措置から免除されます。

3. 7月4日午前0時1分以降、グアム到着時に到着前72時間以内に受診した抗原検査（antigen test）の陰性証明を提出する方は、自宅隔離及び経過観察となります。

4. 上記措置については、詳細が判明すれば続報としてお知らせいたします。次のグアム政府関連サイトでも発表されますので、御確認ください。

- グアム衛生保健局ガイダンスページ

<http://dphss.guam.gov/covid-19-jic-releases-executive-orders/>

- グアム観光局ホームページ

<https://www.visitguam.jp/covid-19info/>

在ハガツニヤ日本国総領事館

TEL : +1 (671) 646-1290

infocgj@ag.mofa.go.jp